平成２５年（フ）第２２号
兵庫県淡路市生穂1836番地８、前住所兵庫県淡路市志筑新島10番地16
債務者　北門　浩成
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　種谷有希子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１４４号
函館市的場町26番８号第２桧荘２階11
債務者　平間　　瑞（旧姓石神）
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第４４号
山口県宇部市大字船木3227番地
債務者　村田　一惠
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第４５号
山口県宇部市大字東岐波3489番地４　アトリス壱番館103号、従前の住所山口県宇部市大字東須恵513番地
債務者　縄田　英明
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第４５号
青森県上北郡おいらせ町豊原２丁目777番地31
債務者　佐藤　厚子
１　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第４７号
青森県三沢市花園町５丁目31番地311号ニューなかたＡ号
債務者　石橋　　祐
１　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第４８号
青森県十和田市西二十二番町34番13号　金崎Ａ団地58号
債務者　田中真寿美
１　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第８２号
千葉県白井市冨士28番地の15　川上コーポ103号
債務者　赤田正代志
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第８８号
千葉県佐倉市臼井1707番地58
債務者　岩間　健司
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第９３号
千葉県白井市冨士79番地の76
債務者　上原　　悟
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第９６号
千葉県佐倉市山王２丁目１番地１
債務者　谷保亜希子
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第９８号
千葉県佐倉市江原台２丁目17番地５　ビラ兼坂Ｃ―201
債務者　多田　淳一
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１０１号
千葉県八街市文違301番地
債務者　村田　茂子
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１０２号
千葉県八街市文違301番地、住民票上の住所茨城県鉾田市勝下1482番地１
債務者　富永　広道
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１１３号
千葉県富里市七栄639番地３ヴィクトリアリポ206号室
債務者　杉田　　葵
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３１号
千葉県富津市大堀１丁目30番地10　ヴェルデシンエイ101、申立時の住所千葉県富津市富津617番地２　203
債務者　宮崎　　茂
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第５１号
千葉県木更津市祇園３丁目15番12号
債務者　桶本紀美子
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部